

第3章 近世社会の形成と庶民文化の展開

2 幕藩体制の成立

2 身分制度の確立（教科書 P. 118～122）

▶身分制度 [p. 118]

武士… []・[] などの特権を持ち、都市に住む

百姓・町人（商人と職人）…百姓は農村・漁村に、町人は都市に住む

そのほか、公家、僧侶、神職、芸能者、修験者など、さまざまな身分があった

上記身分とは別に、[]・[] とよばれ、賤視の対象となる身分があった

身分は世襲で原則として長男が跡を継いだ

▶農民の統制 [p. 119]

年貢と夫役

[]（本年貢）…田畑と屋敷地に課税

[] …山野河海の利用や農業以外の副業に課税

[] …伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用などの付加税

→いずれも村単位で徴税（村請制）

[] …一国単位で河川などの土木工事に徴発

[] …宿駅の公用人馬を提供

[] …街道に近い村々が宿場に人馬を提供

農民の統制

[]（1643年）…農地の売買を禁止し、本百姓の没落を防止

[]（1673年）…農地の分割相続を禁止し、農民の零細化を防止

[] …田畑に五穀（米麦黍粟豆）以外の作物を

植えることを禁止

→商品作物の普及とともに有名無実化

▶村の生活 [p. 122]

[] …検地帳に記載され、年貢等を負担した自営農民（村の自治に参加）

[] …耕地を持たない農民（村の自治に参加できない）

名子・被官…本百姓に従属する農民（村の自治に参加できない）

〔 〕（村の責任者）・〔 〕（名主を補佐）・〔 〕（一般の百姓を代表）

=村方三役

村民は〔 〕を編成し、連帯責任を負った

村の自治…〔 〕・用水などの管理,〔 〕・もやいとよばれる

共同作業（経費=村入用）

▶町の生活 [p.122]

都市の増加…城下町・宿場町・門前町・港町・鉾山町など

正式な町人…〔 〕・〔 〕

町名主・町年寄・月行事が町政を運営

〔 〕・〔 〕は町政に参加できない